

シヨウジハンレイケンキュウ

九州大学産業法研究会

新海, 兵衛

河村, 博文

<https://doi.org/10.15017/1662>

出版情報 : 法政研究. 40 (1), pp.145-154, 1973-10-31. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :



商事判例研究

九州大学産業法研究会

約束手形所持人の手形金請求を正当な
経済的利益を欠くとして排斥した事例

昭和四七年九月二八日東京地裁判決(昭和四六年(ワ)七〇四九
五号約束手形金請求事件)判例時
報六八七号九四頁

〔事実〕訴外亡Xは、生前訴外B会社の営業課長をしていた昭和四四年一月二十九日に、B会社が訴外A会社に自動車を売却した代金支払のための担保として、A会社が所持していた被告Y振出、受取人白地の約束手形一二通を受取った。そして、Xは、右の一二通のうち二通をB会社に引渡し、他の四通をみずから割引いて私用に供し、残りの五通(一通については不明、五通の手形の手形金額の合計八万七五〇円)を所持している間に死亡した。

ところで、B会社がA会社に売却した自動車の代金はすでに完済されており、しかも、B会社は、XがA会社から受取ったY振出の約束手形一二通のうち、Xから引渡しを受けた二通の手形を除いては、全く関知しなかった事実が認められている。右のような経路でXに入手された約束手形を、Xの相続財産管理人たる原告XがYに対し支払請求したのが本件である。こ

れに対しYは、B会社のA会社に対する代金支払債権がすでに完済により消滅しているので、B会社はその手形を所持する経済的利益がないから、A会社に当然返還されるべきものであり、かりにXがB会社の地位を承継したものであっても、Xの請求は排斥されるべきこと、また、もしXがA会社から割引依頼のため手形を入手したものととしても、割引金を交付していないから、Xは手形上の権利を行使すべき実質的理由はないと抗弁した。

〔判旨〕棄却

「以上の事実を照らして考察すると、自己の債権の支払確保のために約束手形を担保として受けとつてもその後右債権の完済を受け原因関係が消滅しているときは、況んやその債権者(B)の地位を正当に代理ないしは承継していないもの(亡X)ひいてはX)が偶々手形を本来返還すべきなのにそれをせず手形が自己の手裡に存するのを奇貨として、自己の形式的権利を利用することは、特別の事情のないかぎりその手形の支払を受くべき正当な経済的利益を有しないものといわざるをえないので、振出人から手形金の支払を求めようとするが如きは許さるべきでないのは当然である。」

〔研究〕判旨の結論には賛成であるが、理由には賛成し難い。一 本件は、Xの無権利を理由に、その手形上の権利行使を否定することで足りるようにも判断されるが、本件判旨は念のため、第一に、たといXがBの地位を正当に代理していても、

原因関係の消滅した手形の所持人は、手形金の支払を受けるべき正当な経済的利益を有しないので、振出人はそれに対し支払を拒みうることに、第二に、Xのごとき正当な手形の所持人でない者は手形上の権利を行使できないことはもちろん、手形の返還義務があることの二つの点につき判示しているものと解される。本稿においては、右のうちの第一点について評釈する。

本件は、 $Y \rightarrow A \rightarrow B (X)$: Xを移転した手形について、YはA・B間の原因関係消滅を理由にXの請求を拒みうるかというものであるが、従来の伝統的な考え方に従えば、手形行為の無因性によって、人的抗弁は直接の当事者しか主張できないので、YはXの請求を拒みえないことになる（以下、伝統的無因説という）。先例として、大審院大正一四年七月二日判決（民集四巻三三八頁）、同昭和一六年一月二七日判決（民集二〇巻三三五頁）があり、後者で述べられている手形行為の無因性と人的抗弁の個別性という一般論については、学説上も全く異論を見なかった（木件の判批として、竹田・民商一三巻六号一〇二頁、判民昭和一六年度三審件録本評釈、大開・法学論叢四四巻六号九五七頁、納富・法学研究一巻二号五二頁、野津・新報五一巻二〇号二一九頁、西島（弥）・銀行論叢三七巻一三〇頁、伊沢）。

戦後の判例にも、人的抗弁の個別性の原則を固守するものがあり、最高裁昭和三〇（一九五五年）年九月二二日判決（民集九巻一〇号一三三頁）はその代表的な事例であるが、その他にもいくつかの下級審判決がある（大阪地判昭和三五・一一・二三金融法務二六七号六頁、同昭和三六・五・一八判時二七七号三三二頁、判批、並木・手形研究五一号二二頁、大阪高判昭和三六・一二・二七下級民集一一二五事件、同昭和三七・三・一金融法務三〇三号六頁など）。

しかし、戦後の下級審判決には、これと異なる考え方を示す

ものがあらわれた。すなわち、広島高裁昭和三十一年一月八日判決（下級民集七巻一二号三六九頁、判批）、大阪高裁昭和三十四年八月三日判決（前田（由）・ジュリ二四四号三三頁）、大阪高裁昭和三五年度三三事件（田（由）・判民集一一巻一〇号二二四頁、判批、前）、東京地裁昭和三五年一月一七日判決（下級民集一一巻一〇号二二四頁、判）、大阪高裁昭和三七年一月二七日判決（下級民集一二巻一二号三六七頁、判批、小橋・時製三）などである。なお、大阪高裁昭和三十七年一月二七日判決は、後述の有因説をうち出している。

二 このような新しい判例の考え方を支持する学説は二つに大別できる。

第一は、裏書行為の無因性は肯定しながら、XのYに対する権利行使を認めることは実質上不当であるとし、権利濫用・信義則違反または一般悪意の抗弁などの理論によるもの（以下、一般条項説という）であり（大淵（河本・増補）手形法小冊子法一七四頁・六六頁以下など。なお、前部「手形裏書の原因関係の消滅と裏書人の地位」手形研究八二号四頁以下によれば、不当に利得するような権利をあえて行使するのは「害意があるのに相当する」から「悪意の抗弁に類する不当利得の抗弁」というべきものがあると考え、振出人はこれによって支払を拒みうるという説明もなされているが、結局は一般条項説に含まれるのではないかと思）、第二は、裏書における手形債権移転（交付行為）について無因性を否定する理論によるもの（以下、有因説という）である（小西「手形裏書の原因が消滅・無効のときの裏書人の権利行使」金融法務三三五頁一八頁以下、同「原因関係の消滅・無効」法律のひろば一八巻一〇号二六頁以下、鈴木・手形小冊子判例百選（新版）一〇六頁、判批、並木・ジュリ二四四号八二頁、なお、上杉「裏書の原因関係の消滅」判タ一二四五号二七頁以下、同「いわゆる無償譲渡の手形抗弁」金融法務二九）。

このように、伝統的無因説による請求権肯定説と近時の請求権否定説とが対立し、さらに後者は理論構成の点で二説に分かれるが、最高裁昭和四三年十二月二五日（大法廷）判決

(民集三二卷一三)は、権利濫用を理由に(一般条項説)、YがXの請求を拒むことを認めた(判批、大森・民商六一卷六号一〇四頁、長谷部「東書の原因関係消滅と被裏書人の手形金請求」金融法務五四五号一八頁、解説、鈴木・前掲百選一〇六頁)。そして本件判旨は、この最高裁(大法廷)判決の判旨をそのまま踏襲しているのである。

三 この最高裁昭和四三年二月二五日(大法廷)判決については、すでに、きわめて精緻に分析された大森評釈(前掲・民商二〇〇四頁以下)があり、その結論はつきのごとくである。

手形行為は手形の記載を意思表示の内容とする行為で、記載の単純性が要求されることから、無因性が是認されるべきである。したがって、手形がY—A—Xと流通した場合、一般条項を援用して、XのYに対する権利行使を否定しうるのは、裏書の原因関係が不法なために無効である場合にかぎられるべきである。右の場合には、もし無因説をそのまま認めればXに権利を行使させ手形金を受領させる結果を生じ、公序良俗違反による不法の行為の効果を實現させることとなるからである。しかし、無因説の前提をとるかぎり、本事案のような単に原因関係消滅の場合には、権利濫用・信義誠実などいわゆる一般条項を援用してXのYに対する権利行使を許さないとする結論は無理であり、手形取引の安全性確保の見地からも困難な問題を残すと考える、とされる。

したがって、大森評釈によれば、無因説を前提とするかぎり、伝統的無因説の立場が妥当であり、きわめて特殊例外的な場合にのみ一般条項の援用が認められるにすぎないこととなる。

る。

四 つぎに有因説の概要を検討する。

手形における権利譲渡行為ないしは交付行為につき、従来の無因理論を排除してこれを有因行為であると解する考え方である(大阪高判昭和三七・一一・二七下級民集一三卷一三三六七頁、小西・前掲金(融法務三三五号一八頁以下、鈴木・手形法小切手法補遺「手形行為の無因性」)。これは手形理論におけるいわゆる鈴木説(鈴木教授は、手形行為を書面行為なて八実質的の見れば債務負担行為と債権譲渡行為とに分けられる、前者は権利の存在に關する問題であるのに対し、後者は権利の所屬に關する問題であるという性質の差異があることから、それぞれを別の法則に従わせ)の理論的發展であり、それを一層徹底させたものともいえるであろう。

もっとも、この鈴木説については、記載行為のみで手形上の権利・義務が発生し、それがともに記載者に属すると解する点については過度の擬制であるという反対説が多く(たとえは龍田・手(新版)、また、権利譲渡行為を債務負担行為と切り離してこれにつき無因性を認めないことについてもかなり反対説がある(服部・前掲手形研究八二号一〇頁、小藤「手形の無因性」講座一巻五八頁、同・前掲時報三六卷二号九五頁以下)。なるほど、擬制のうらみがないとはいえないであろうが、手形の記載行為と交付行為とは、おのずから別の法則に従うべき性質の差異があることは否定できないであろう(詳細は、田辺「手形行為の無因性と交(付有因説)手形研究一六七号七頁参照)。

要するに手形行為の無因性というものは、手形に固有の、かつ絶対的なものではなく、手形の流通を保護する必要にもとづくものであるから、この必要のある範囲内で認めればよい(田辺・前掲手形研究一六七号六頁、渋谷「手形」と権利濫用」演習商法(手形小切手)一一〇頁)。

そこで、手形の交付行為につき有因説をとった場合の具体的

結果を検討して見よう。

事案の場合を例にとると、AがBに約束手形を裏書譲渡した場合において、原因関係が無効・取消されたときは、有因説によれば、Aの裏書における交付行為は原因関係の消滅により遡って効力を失う。したがって、手形債権は存在するとしてもそれは当然にAに復帰し、Bは手形を占有している理由がないからAに返さなければならない。同時にBは第三者との関係においても手形上は無権利者となるから、すべての債務者はBの手形による請求に対して対抗できることになる。

さらに、A・B間の原因関係が消滅したが手形を返さないで所持しているBから、たとえば、さらに裏書を受けたCの地位について見れば、通説(伝統的無因説)によれば、(一)CがA・B間の原因関係の消滅を知り、かつBがAに手形を返さなければならぬことをも知りながら、なおBから手形を譲り受けた場合には、振出人YはCの請求に対し手形法一七条但書の抗弁をもって対抗できることになる。(二)もしCがA・B間の原因関係の消滅を知っていても、BがAに手形を返さなければならぬことは知らず、A・B間の関係は別に決済されBの所持する手形はそのまま流通しておくことについてAの諒解があると信ずるにつき十分な理由がある場合には、Cは手形法一七条但書の悪意者に該当しないので振出人Yに対し手形債権を行使できることになる。

ところで有因説によれば(一)の場合には、CはBが無権利者で

あることを知っていたのであるから手形の善意取得は認められず、AはCに対し手形の返還請求ができることになる。ところが通説によれば、Cは手形上の権利者たるBから手形の裏書譲渡を受けたのであるから、そのかぎりではCは手形上の権利者と認められるのでAはCに対し手形の返還請求はできないことになる。しかし、この場合Cを保護する実質的理由はなく、この点で有因説が妥当な結果をもたらすことになる。(二)の場合には有因説によれば、Bは無権利者であるからそれを知らずにBより裏書を受けたCについては善意取得が問題となり、CはBが無権利者であることを知らなかったかぎり重大な過失の有無が決め手になる。通説によれば、この場合は手形法一七条但書の悪意の有無の問題となるから、悪意がないかぎり重大な過失があってもCは振出人Yに対し手形債権を行使できることになる。

この点、あるいは有因説によれば、Cの保護に欠けるようにも思われるが、善意取得における「重大な過失」は判例のように広範囲に認めるべきではなく、むしろ「悪意」の挙証の困難性を救う意味において「重過失」が付加されているものと解し、真実に悪意でないならば重過失を問題にすべきでないとするならば、通説に比べてとくにCの保護に欠けることにはならないであろう。さらに、A・B間の特約により實際上BのAに対する手形返還が免除され、これを流通しておくことをAが諒解し、A・B間では別な決済方法がとられている場合には、Bは手形上の権利者であるから、Bから手形の裏書を受けたCは手

形上の権利を取得するものであることは、もちろん有因説をとる場合も否定されるものではない。

五 以上の考察によれば、本件のような場合について、残された問題があることも事実であるが（竹内・前掲商判研昭和三六年度四五事件二二三頁参照）、判旨のように一般条項説によるよりも有因説によってXのYに対する権利行使を許さないとする結論の方が、直截的で妥当であるように思われる。

（新海兵衛）

人格なき社団の登記能力

大津地判昭和四七年一〇月一六日（控訴審、大津地裁昭和四六（レ）五号、同四七（レ）三号、一審、八日市簡判昭和四六年七月二〇日）判例時報六九六号二二〇頁

〔事実〕控訴人X（原告）は住民二五一世帯からなる部落共同体であり、共有財産などの維持管理を目的とし、規約によれば総会、代表者、担当役員を有し、実際上もそのように組織、運営されていたものである。Xは訴外A、Bからプール敷地を取得したが、社団名義で所有権の移転登記ができないため、総代Cおよび農事総代Dの共有名義で登記した。Dが部落構成員でなくなったのち、Xは土地をH町に売却し、Dに移転登記を求めたが、Dはこれに応ぜず、登記名義人であることを奇貨として被控訴人Y（被告）に共有持分の移転登記をしてしまった。そこでXはYに対し、土地共有持分移転登記の抹消登記を請求した。なお、本件では、Xの現総代Zが当事者参加し、Yに対して持分移転登記を求めている。

〔判旨〕一部棄却一部認容 第一点 XがYに対し持分移転登記の抹消を求めたのに対し、裁判所は次のようにのべて請求を棄却した。「不動産登記法は、登記申請書につき法人格なき社団に関する規定なく、法人格なき社団では代表者の権限を登記簿抄本などで公証しえず、また右社団の印鑑証明を認める法規もないので、同法は権利能力なき社団自体には登記能力を認めて

いない。……登記請求権については、それが抹消登記を求めるものであるとしても、かかる登記能力を欠く権利能力なき社団には、これを認めるべき理由もない」。

判旨第二点、現総代Z（当事者参加人）がYに対し持分移転登記を請求したのに対し、裁判所はこれを認容した。

〔研究〕 人格なき社団は、不動産登記手続上、登記能力を有するか。登記実務ではこの点に関し、一貫して代表者の個人名義による登記しかみとめず、社団名義あるいは代表者肩書を冠した個人名義の登記を否定している（昭和三年六月二日民事第一、八〇七号民事局長回答、法務省編・登記関係先例集上八三四頁、東京地判昭和三年二月二日八代表者肩書名義Vの後も同様、昭和三年七月二日民事三九六二五号民事局長回答、前掲先例集追加編五八八頁）。

判例には、かつては、登記官吏が誤ってなした人格なき社団名義の登記を無効とするもの（東京高判昭和七年一月二八、あるいは人格なき社団の登記請求をみとめ、登記による公示は代表者肩書によるのがぞましいとするものもあったが（東京地判昭和三年二月二八五頁、判批、福地俊雄「法人に非ざる社団の成立要件、資産の帰属」民商五二巻五号七三三頁）、最高裁は昭和三年一〇月一五日判決において、傍論ではあるが代表者個人名義説の立場を示唆し（民集一八巻八号一六七頁、解説、香川保一「人格なき社団の成立、ついで、昭和四七年六月二日の判決において、代表者個人名義説にた

つことを明らかにしている（判例時報六七三三三頁、判批、森泉章「権利能力なき社団と不動産登記の方法等」民商六八巻一四二頁））。これは、被上告人X（原告）の訴訟承継人、留日華僑北省同郷連合会の現代表）が、上告人Y（被告、連合会の旧代表）に対しYの代表資格喪失を理由に、不動産移転登記を請求した事案に関するものであって、

当該社団の登記請求権につき「権利能力なき社団の資産は、その社団の構成員全員に総有的に帰属しているものであって、社団自身が私法上の権利義務の主体となることはないから、社団の資産たる不動産についても、社団はその権利主体となり得るものではなく、したがって登記請求権を有するものではない」と判示し、ついで、代表者肩書による登記は、実質上、社団を権利者とする登記を許すことにはかならないとのべている。

学説としては、この代表者個人名義説をとるものは、少数説に属する（右山文次郎「権利能力なき社団」法学論叢三二巻二四六頁、前掲一・物権法一〇六頁、香川「前掲」登記研究三二二一頁、浦野雄一「権利能力のない社団と登記請求権」判例評論一〇〇号八三頁、吉野徹「権利能力なき社団又は財団は、登記名義人になり得るか」判例タイムズ一七七号三六頁）が、その理由とするところはつぎの諸点である。すなわち、(1)登記申請書の記載事項を定める不登法三六条一項は、人格なき社団について規定していない。(2)不登法の立法の過程で、人格なき社団、財団を登記申請者としたはじめの草案が否決されている（法典調査会登記法案議事筆記明治三九年三月一三日審議会）。(3)登記官は形式的審査権しか有しないため、架空の社団名義で登記されるおそれがある。(4)社団名義で登記されたとしても、譲渡に必要な印鑑証明がかかる社団にみとめられていない（不登法施行細則四三條三項参照）。(5)国税徴収法四一条は、人格なき社団財産が代表者個人名義とされているばあいの課税を定めているなどがこれである。

この代表者個人名義説に批判的な多数説は、社団名義による登記がのぞましいが（社団名義説）、もしそれがみとめられな

いとすれば、代表者肩書を冠した個人名義（代表者肩書説）をみとめるべきだとするもの（第一説）（於保不二雄「権利能力のない社団」里野英一「いわゆる権利能力なき社団について」民法論集一卷三〇四頁、森泉「法人格のない者の登記能力」附民法の諸問題二六〇頁）、社団名義による登記はみとめないが、代表者肩書説によるべきだとするもの（第二説）（我妻榮・新訂民法総則一三四頁、田島武宜「民法総則一四〇頁、加藤一郎「本審」権利能力のない社団」民法講習六六頁、福地「前掲」民商五、卷五号七四頁、村松俊夫「権利能力のない社団の登記能力」金融法務事情四六七号一八頁）とに分けられる。いずれも、代表者個人名義説に対する批判として登場したものであって、基本的には、人格なき社団の財産所有という真実の権利関係と、登記簿上の公示とをできるだけ一致させようというにあるから、その理由は大略共通している。すなわち、(1)個人名義とされると、代表者が自己の名義を奇貨として第三者に財産を処分し、登記名義、所有権の帰属をめぐって紛争を生ずるおそれがある。(2)個人名義とすると、代表者個人の債権者により社団財産が差押えられるおそれがある。(3)社団債権者が社団に対して債務名義をえても、社団財産が個人名義であると差押登記が却下されるおそれがある。(4)社団名義をみとめると、架空社団名義濫用のおそれがあるというが、他人名義、法人名義による濫用も同様に考えられる。(5)民法上、人格なき社団の当事者能力がみとめられ、実際界でも代表者肩書が承認されている（銀行預金）などがこれである。

さて昭和四七年六月二日の最高裁の論理は、人格なき社団は実体法上の権利主体でないから登記能力がないとするものである。人格なき社団に権利主体性をみとめるべきかどうかは、争

いのあるところであり、近時これを積極に解する説が有力となりつつある（最近の学説の動向につき、鍛治良聖ほか八法人格なき社團Ⅴシンポジウム私法三三）。積極説にたつとしても、権利能力をみとめるべき社團の範囲につき議論があり（鍛治八前掲Ⅴ私法三〇号四頁は、民訴四六条の題七四頁は、目的、内部構造、権限、対外関係）、またいかなる点に権利主体性をみとめるのかについて学説も分れている（星野「前掲」私）。しかし少なくとも、社團法人と全く同一の団体につき、その財産所有関係を考えるならば、団体財産は団体有と解するのが最も妥当と思われる（三島「前掲」法律時報、四四卷一三三号一四四頁）。

そうだとすれば、実体法上、権利主体性をみとめられる人格なき社團が、登記手続法上、登記能力をみとめられるかどうかが次に問題となる。社團名義説のもっとも大きな障害は、登記官吏が実質的審査権限をもたないため、架空社團名義で登記されるおそれがあることである。法人が不動産登記を申請する場合、代表者の代表権限を証するものとして、会社登記簿その他法人登記簿の謄抄本により、社團、代表者の存在および代表権を公証することができる（不登法三五条一項五号、星野）。しかし人格なき社團についてはかかる公証手段がない。例外として不動産登記請求が裁判によりなされた場合、裁判所の審理を通じてそれらは明らかとなる（鍛治「いわゆる権利能力なき社團と不動産登記」）。また社團名義で課税される時、納税証明書が社團の公証といえよう（国税通則法三条、国税徴収法三条、法人税法三条、地方税法一二条参照）。これらの例外をのぞき、一般に人格なき社團は、社團および代表者の存在ならびに代表権限につ

いて公証手段を有せず、したがって私的証明によるほかないわけである（規約、役員選任の総会議事録、）。法人の不動産登記は、法人の名義のみで登記されるが（法施行細則五二条）、もし人格なき社團名義の登記をみとめると、公証にもとづく法人登記と登記簿上区別できなくなる。裁判所の審理をへた社團は、登記申請の段階では社團、代表者の存在、代表権につき公証されうるがその後それらの存続についての公証手段は存しない（法人は、法人登記簿、会社登記簿によりそれらを確認できる）。

そこで私は代表者肩書説を妥当と考える。この説はX社團代表Aの形式をとるが、登記能力を有するのはA個人であり、登記手続上はA個人が名義人である場合として取扱えば足りる（居住証明、）。代表者肩書説は、実体法上の権利主体の登記手続法への反映なのであるから、社團代表の肩書しか許されず、その他の名称（博士など）はみとめられない。ところで肩書であっても、前述のごとく社團、代表者の存在、代表権が一般に不確定であることは同様である。そこでかような肩書を冠しても法的には無意義であるとの批判が向けられる（香川「前掲」登記研。通常の登記事項は、登記あるところ登記の記載事項は真正であるとの推定をうける。これは厳格な登記手続および公の機関による手続、帳簿の管理から、登記どおりの権利関係存在の蓋然性が高いためである（三島「前掲」）。しかし代表者肩書にはかかる蓋然性はなりたないので、登記の推定力はないと解せられる。それでは代表者肩書はいかなる法的意義を有するか。私は抗

弁の問題であると考える。すなわちX社団代表A名義で登記され、社団債権者が社団に対する債務名義をえて強制執行する場合、Aは善意の第三者に対し、実はその財産が社団財産ではないとの抗弁をなさない。Aは自ら社団財産であるとして登記しておくながら、その登記に反した主張は許されないからである(商一四)。(参照)。もっともその財産が、真実A個人の財産であるときは、A個人の債権者はその旨を主張して第三者異議の訴を提起することができる。架空の社団名義による登記は、公正証書等不正記載罪(刑法一五七条一項)として刑法上の規制により防止をはかるほかはない。

なお、本件は目下上告中である。

(河村博文)